第九十一回国会 参議院議院運営委員会会議録第六号

昭和五十五年三月十九日（水曜日）
午前九時四十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長　中山　太郎君
理事
梶木　又三君
高平　公友君
野呂田芳成君
小谷　守君
中野　明君
佐藤　昭夫君
藤井　恒男君
委員
衛藤征士郎君
遠藤　政夫君
竹内　潔君
中村　啓一君
福島　茂夫君
堀内　俊夫君
前田　勲男君
大塚　喬君
委員以外の議員
議員　下村　泰君
議員　森田　重郎君
議長　安井　謙君
副議長　秋山　長造君
衆議院議員
議院運営委員長　亀岡　高夫君
事務局側
事務総長　植木　正張君
事務次長　前川　清君
議事部長　指宿　清秀君
委員部長　川上　路夫君
記録部長　岡　篤市君
警務部長　有吉　良介君
庶務部長　江上七夫介君
管理部長　佐橋　宣雄君
渉外部長　栗山　明君
衆議院事務局側
委員部長　弥富啓之助君
衆議院法制局側
第一部長　上田　章君

本日の会議に付した案件
○国会法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
○決議案の委員会審査省略要求の取り扱いに関する件

○委員長（中山太郎君）　議院運営委員会を開会いたします。
国会法の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、提出者から趣旨説明を聴取いたします。
衆議院議院運営委員長亀岡高夫君。

○衆議院議員（亀岡高夫君）　ただいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
御承知のように、現行の常任委員会の名称と数は、国会法第四十一条において両院に共通なものとして規定されております。今回の改正は、これを衆議院、参議院別個に規定し、衆議院につきましては、従来の十六常任委員会に科学技術委員会及び環境委員会を加えて十八の常任委員会とし、参議院につきましては、従来どおり十六の常任委員会とするものであります。
常任委員会の名称と数は、国会の組織と運営の基本にかかわる事項でありますので、今回の改正においても国会法で規定することといたしました。なお、参議院におきましては、現在同院改革協議会において新しい参議院のあり方が各党で検討されており、その協議の結果に基づいて将来国会法の改正が必要になりました際には、衆議院としても全面的に協力いたすことを議院運営委員会理事会におきまして申し合せているところであります。
衆議院においては、科学技術及び環境の両委員会は、従来それぞれ特別委員会として設置されてまいりましたが、両委員会の常任委員会への移行については、議会制度に関する協議会、国会法改正等に関する小委員会などを中心に鋭意協議を続け、参議院側とも協議を行い、各党の合意を得て、昨十八日の議院運営委員会におきまして全会一致をもって本法案を委員会提出の法律案と決定し、同日の本会議におきまして各党一致で議決した次第であります。
なお、本案は、第九十二回国会の召集日から施行することとなっております。
何とぞ、御審議の上、御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（中山太郎君）　本案の審査は後日に譲ります。

○委員長（中山太郎君）　次に、決議案の委員会審査省略要求の取り扱いに関する件を議題といたします。
事務総長の報告を求めます。

○事務総長（植木正張君）　昨十八日、中山太郎君外七名から、アフガニスタンからのソ連軍の撤退等を要求する決議案及び北方領土問題の解決促進に関する決議案が提出されました。
両決議案には、それぞれ発議者全員から、委員会の審査を省略されたい旨の要求書が付されております。
この要求につきまして御審議をお願いいたします。

○委員長（中山太郎君）　本件につき御意見のある方は御発言願います。

○佐藤昭夫君　ただいま委員長から御提案のありましたアフガニスタン、北方領土両決議案の委員会審査省略の件について、日本共産党は反対であります。
わが党は、かねてから国会の決議は全会一致で行うべきであると主張してまいりました。国権の最高機関、国民の代表機関である国会が内外にその意思を表明する際、国会を構成するすべての会派が一致して賛成し得る決議とすることこそ当然の責任ある態度であります。
しかるに、両決議案の提出に当たっては、わが党に重大な異論のあることを提出者諸君も十分承知しておりながら、意見の相違点などを協議することをせず、わが党が全面的には同意し得ない内容の決議案を提出されたのであります。
このことは、議会制民主主義の基本的見地から見ても、国会決議の持つ重大な意義に照らしても、まことに不見識きわまりないものと言わざるを得ません。
両決議案の内容については、立ち入って触れるべき場ではありませんのであえて申し述べませんが、アフガニスタン決議案については、ソ連の不当な行動を口実とするアメリカ、中国などの介入干渉策動には一切触れず、いかなる国のものであろうと他国への介入干渉を許さず、民族自決権を完全に擁護する当然の道理ある立場に立たず、北方領土決議案は、筋の通った千島返還方針をとらず、千島でのソ連の動きに乗じたアメリカなどの露骨な軍事脅迫、介入策に何ら言及しないなど、

国際的にも説得力を持たないものであって、わが党は両決議案には棄権することをこの際表明しておくものであります。

以上の理由により、日本共産党は、両決議案の委員会審査省略に反対を表明するとともに、関係委員会に付託して全会一致の決議案とすべく徹底的に論議されんことを強く求めるものであります。

以上でございます。

○委員長（中山太郎君）　他に御発言もなければ、本件につき採決を行います。

両決議案の委員会審査を省略することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中山太郎君）　多数と認めます。よって、両決議案の委員会審査を省略することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前九時四十八分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

三月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、国会法の一部を改正する法律案（衆）

国会法の一部を改正する法律案

国会法の一部を改正する法律

国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条　常任委員会は、その部門に属する議案（決議案を含む。）、請願等を審査する。

衆議院の常任委員会は、次のとおりとする。

一　内閣委員会
二　地方行政委員会
三　法務委員会
四　外務委員会
五　大蔵委員会
六　文教委員会
七　社会労働委員会
八　農林水産委員会
九　商工委員会
十　運輸委員会
十一　逓信委員会
十二　建設委員会
十三　科学技術委員会
十四　環境委員会
十五　予算委員会
十六　決算委員会
十七　議院運営委員会
十八　懲罰委員会

参議院の常任委員会は、次のとおりとする。

一　内閣委員会
二　地方行政委員会
三　法務委員会
四　外務委員会
五　大蔵委員会
六　文教委員会
七　社会労働委員会
八　農林水産委員会
九　商工委員会
十　運輸委員会
十一　逓信委員会
十二　建設委員会
十三　予算委員会
十四　決算委員会
十五　議院運営委員会
十六　懲罰委員会

附　則

この法律は、第九十二回国会の召集の日から施行する。

三月十八日本委員会に左の案件が付託された。

（予備審査のための付託は同日）

一、国会法の一部を改正する法律案（衆）

昭和五十五年三月二十七日印刷　昭和五十五年三月二十八日発行　参議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局